**令和８年（フ）第１４２６号**
千葉県市原市石川693番地１
債務者　稲葉　勝也
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１４２９号**
千葉県船橋市旭町４丁目20番１―202号
債務者　石井　雅輝
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１４４１号**
千葉県船橋市坪井西１丁目１番19号　第１ユースコーポ205号
債務者　小山　太陽
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１４５４号**
千葉市若葉区東寺山町770番地１　東寺山第２県営住宅４棟102号
債務者　中村きよ子
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１４６４号**
千葉市中央区大森町513番地６　大森台ガーデンプレイスＢ棟101号
債務者　安藤三四郎
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１５２２号**
千葉市中央区松ケ丘町351番地　ハイツキャリコ201号
債務者　瀬谷　浩美
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１５３１号**
千葉県市川市柏井町１丁目1752番地の９
債務者　丹伊田寛美
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第２３０号**
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1276番地
債務者　藤﨑　祐貴
１　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**令和８年（フ）第２４８号**
長崎県長崎市辻町15番７号
債務者　長田　文美
１　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**令和８年（フ）第２４９号**
長崎県長崎市滑石１丁目３番17号　コーポたなかｐｔ６　201号
債務者　黒岩由美子
１　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**令和８年（フ）第１２９号**
青森県八戸市小中野四丁目５番６号
債務者　市沢　光恵
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**令和８年（フ）第９３３号**
仙台市青葉区愛子中央３丁目２番５号
債務者　海老原大希
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第９７９号**
仙台市宮城野区田子１丁目27番12号　アクセスＫ．Ｒ105、従前の住所仙台市宮城野区蒲生１丁目100番地の７
債務者　木村　　弘
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第１０４６号**
仙台市青葉区愛子東５丁目14番５号　フレグランスあやしＢ102
債務者　粟田　　聡
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第１３１号**
宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字尾田峯１番地の３　コーポ尾田峯203
債務者　里舘恵美子
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**令和８年（フ）第１３２号**
宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字尾田峯１番地の３　コーポ尾田峯203
債務者　里舘　悠佳
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**令和８年（フ）第１４０号**
宮城県東松島市赤井字西谷地60番地10
債務者　川田　智範
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係